

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」
第1回参考資料

平成15年9月12日

中央防災会議「首都直下地震対策専門調査会」第1回参考資料 目次

- 首都地域で発生する地震・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 地震防災対策の歴史・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 東海地震対策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 東南海・南海地震対策の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点について・・・・・・・・ 5

首都地域で発生する地震

地震は、断層運動によって起こり、大きく次の3タイプに分類される。

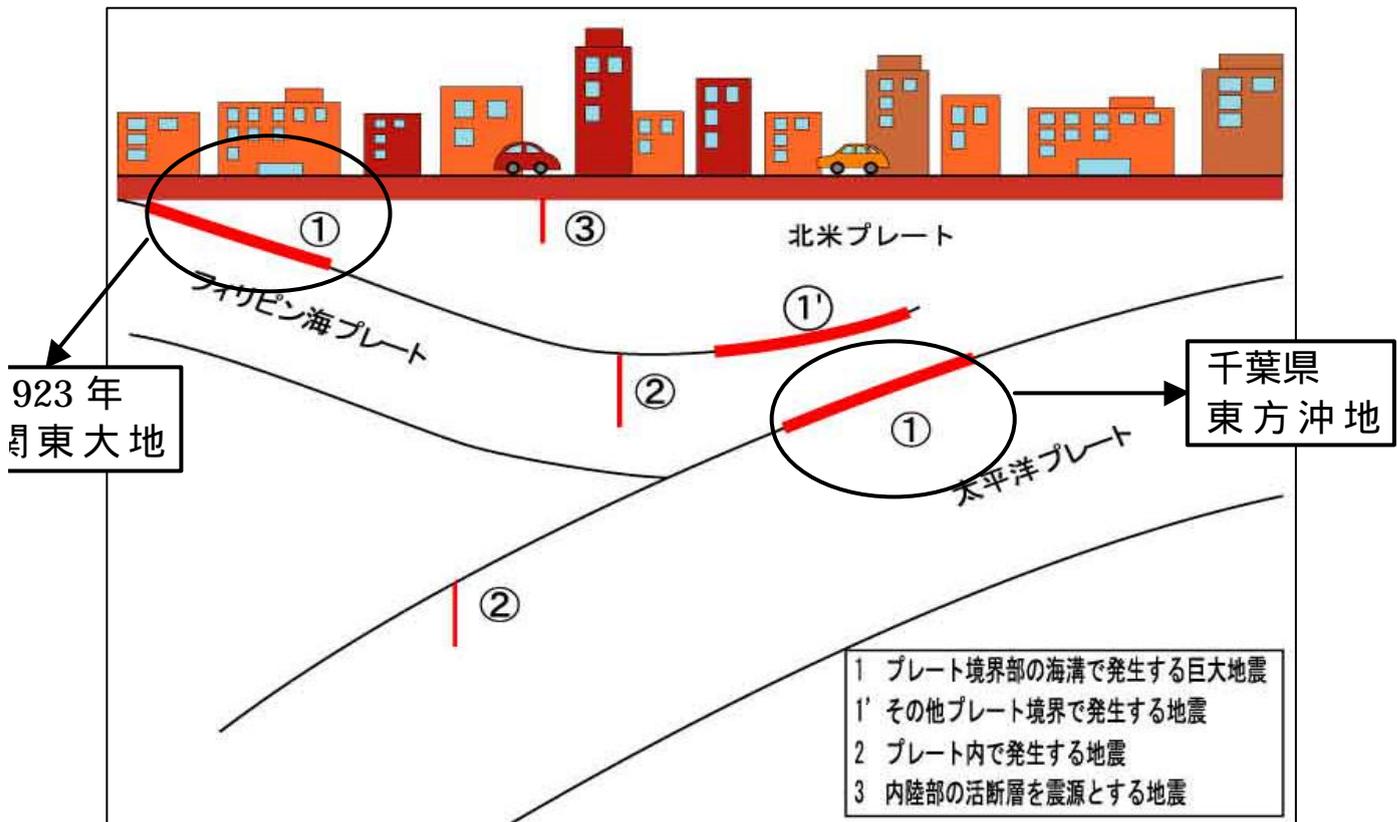
プレート境界で発生する地震

プレート内で発生する地震

内陸部の活断層を震源とする地震

太平洋側で海洋プレートが陸のプレートの下に沈み込んでいるため、日本列島には東 - 西方向ないし南東 - 北西方向に強い圧縮の力がかかっている。この海洋プレートの沈み込みとそれに伴う陸地の圧縮により、日本各地でさまざまな地震が発生。

首都地域直下のプレート構造と発生する地震タイプ



地震防災対策の歴史

我が国の震災対策は、昭和 35 年以前は災害救助や復旧に対する資金補助といった事後対策が中心、昭和 36 年に災害対策基本法が制定され、応急、予防、復旧・復興の対策相互の有機的連携、災害対策の総合的・計画的な運用に

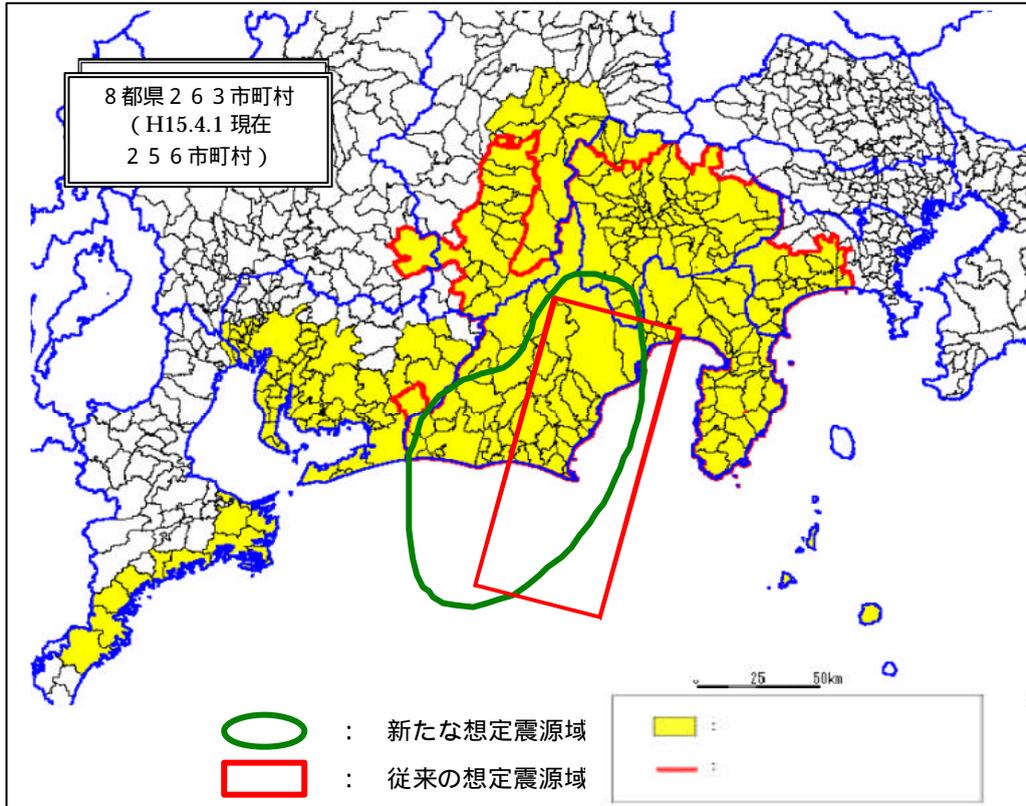
我が国における地震防災対策に係る法制度等の系譜

| 年 | 契機となった災害 | 地震防災対策に係る法制度等 |
|---------|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和 21 年 | 南海地震 | |
| 昭和 22 年 | | 災害救助法 |
| 昭和 34 年 | 伊勢湾台風 | |
| 昭和 36 年 | | 災害対策基本法 (§ 37 中央防災会議設置、S38 防災基本計画決定) |
| 昭和 37 年 | | 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律 |
| 昭和 44 年 | | 地震予知連絡会設置 |
| 昭和 46 年 | サンフェルナンド地震 | 大都市震災対策推進要綱 震災対策訓練の開始 |
| 昭和 51 年 | 地震学会で東海地震発生可能性の研究発表 | |
| 昭和 53 年 | | 大規模地震特別措置法 |
| 昭和 55 年 | | 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律 |
| 昭和 58 年 | | 当面の防災対策の推進について |
| 昭和 63 年 | 中央防災会議が南関東地域直下型地震の切迫性指摘 | 南関東地域地震被害想定 (関東大地震タイプ) 南関東地域震災応急対策活動要領 |
| 平成 4 年 | | 南関東地域直下の地震対策に関する大綱 |
| 平成 7 年 | 阪神・淡路大震災 | 地震防災対策特別措置法 防災基本計画改定 災害対策基本法の一部改正 (6 月 12 月) 大規模地震特別措置法の一部改正 建築物の耐震改修の促進に関する法律 |
| 平成 9 年 | | 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律 |
| 平成 11 年 | | 被災者生活再建支援法 |
| 平成 14 年 | | 東海地震に係る地震防災強化地域の見直し 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法 |
| 平成 15 年 | | 東海地震対策大綱 地震防災基本計画の一部修正 東海地震緊急対策方針の閣議決定 |

東海地震対策の概要

東海地震については、大規模地震対策特別措置法（昭和53年制定）に基づき、静岡県など8都県263市町村を地震防災対策強化地域に指定し、対策を講じている。

〔東海地震に係る地震防災対策強化地域及び予想震源域〕



地震防災対策強化地域の指定

地震予知のための観測・測定の強化

- ・地震計約210箇所(全国比約30%)、歪計約50箇所(同約100%)、傾斜計約50箇所(同約100%)
伸縮計約10箇所(同約100%)、潮位計約30箇所(同約20%)、地下水位計約10箇所(同約100%)
GPS約130箇所

予知を前提とした避難・警戒体制の構築

- ・中央防災会議による「地震防災基本計画」の作成（平成11年7月に修正）
- ・指定行政機関・指定公共機関による「地震防災強化計画」の作成
- ・民間事業者等による「地震防災応急計画」の作成

予防対策の推進

- ・「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（議員立法）に基づき避難地、避難路等の整備を推進
- ・税制上の特例により、動力消防ポンプ、防災用井戸等の整備を推進

最近の動き

- 平成15年5月 マスタープランである「東海地震対策大綱」の策定
- 平成15年7月 「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」の修正
「東海地震緊急対策方針」の閣議決定

東南海・南海地震対策の概要

1. 東南海・南海地震とは

- 歴史的に 100~ 150年間隔で繰り返し発生
- 次は今世紀前半にも発生の恐れ
- 東海から九州にかけて広範囲に地震の揺れや津波による甚大な被害

2. 東南海、南海地震等に関する専門調査会（H13.10 設置）

<これまでの検討内容>

検討対象地域

地震の揺れ・津波の高さの計算手法、被害想定を進め方

東南海・南海地震による揺れの

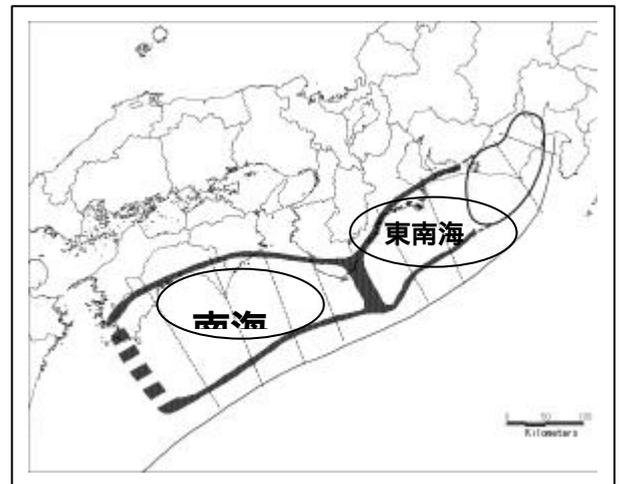
強さや津波の高さの分布

被害想定を取りまとめ（H15.4）

<今後の予定>

必要な防災対策の検討

推進地域の指定の考え方



3. 東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年 7 月公布）

東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令（平成 15 年 7 月公布）

東南海・南海地震防災対策推進地域の指定

東南海・南海地震防災対策推進基本計画（中央防災会議）

推進計画（指定行政機関、指定公共機関、地方自治体等）

対策計画（民間事業者）

の決定

観測の強化

防災基盤・施設の整備等（地震防災対策特別措置法等の制度を活用）

東京湾臨海部における基幹的広域防災拠点について

1. 目的

首都圏の防災安全性の向上を図るため、南関東地域直下型地震等による甚大・広域な被害に際し、広域的な災害対策活動の司令塔となる合同現地対策本部を設置するとともに、活動要員のベースキャンプや救援物資の中継拠点、災害時医療の支援拠点等となる基幹的広域防災拠点を整備する。

2. 経緯

| | |
|----------|----------------------------------------|
| 平成13年6月 | 都市再生プロジェクト(第一次決定) |
| 平成13年7月～ | 関係省庁・関係都県市による「首都圏広域防災拠点整備協議会」において調整・協議 |
| 平成14年7月 | 整備する機能、整備箇所を決定 |
| 平成15年1月 | 平成14年度補正予算において事業着手 |
| 平成15年度～ | 設計、施設整備等 |

3. 整備箇所

